# ○盛土規制法の規制対象となる「宅地造成等に関する工事」の土地の範囲及び手数料算定上の土地の面積の取扱いについて

## （ケース1） 土地の形質の変更（崖が生じる場合）【許可申請等の手引き図 1-3-1 土地の形質の変更①～③】

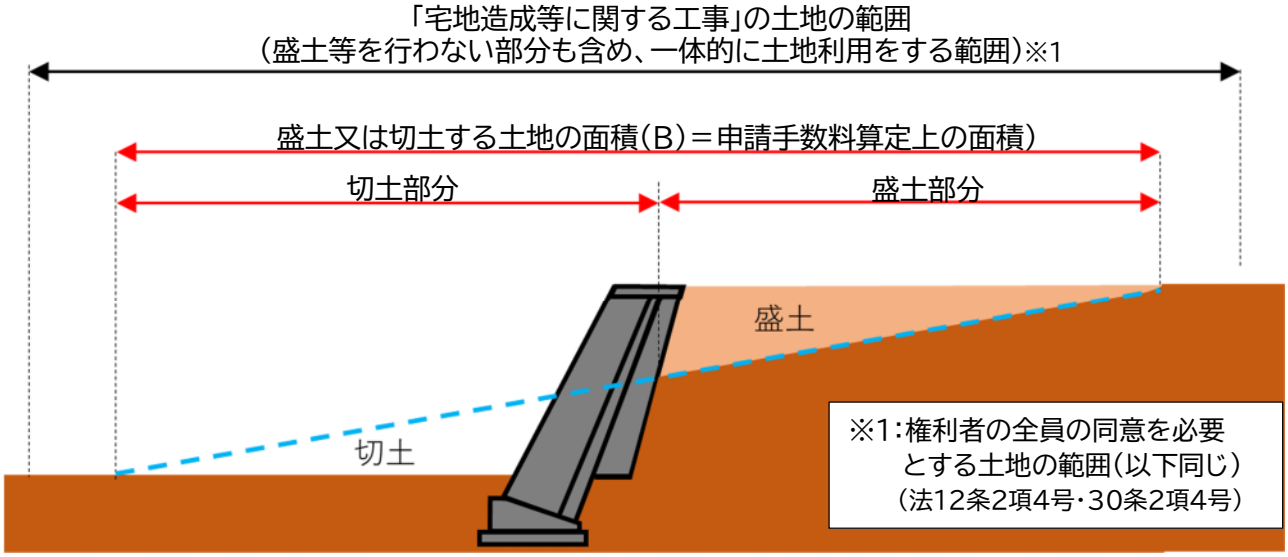


## （ケース2） 土地の形質の変更（崖が生じない場合）【許可申請等の手引き図 1-3-1 土地の形質の変更④、⑤】

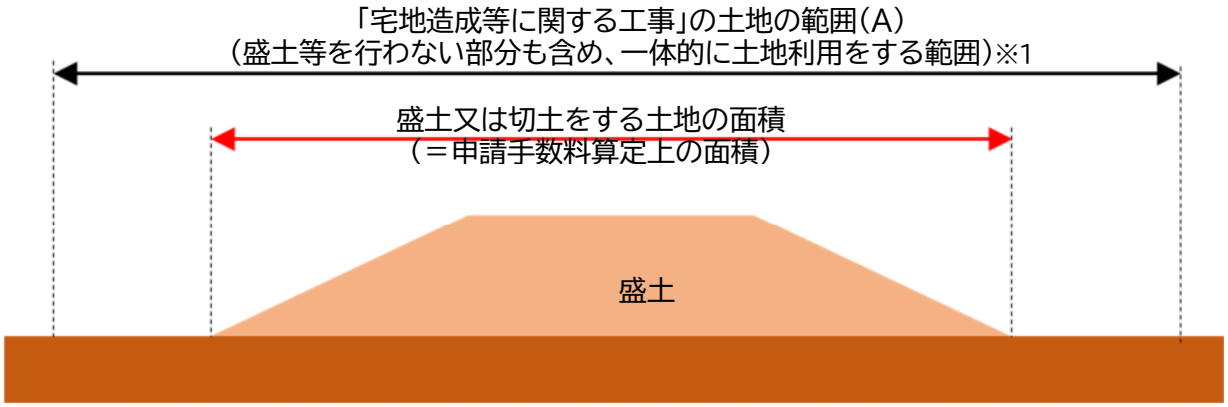


## （ケース3） 一時的な土石堆積 【許可申請等の手引き図 1-3-1 一時的な土石堆積①、②】

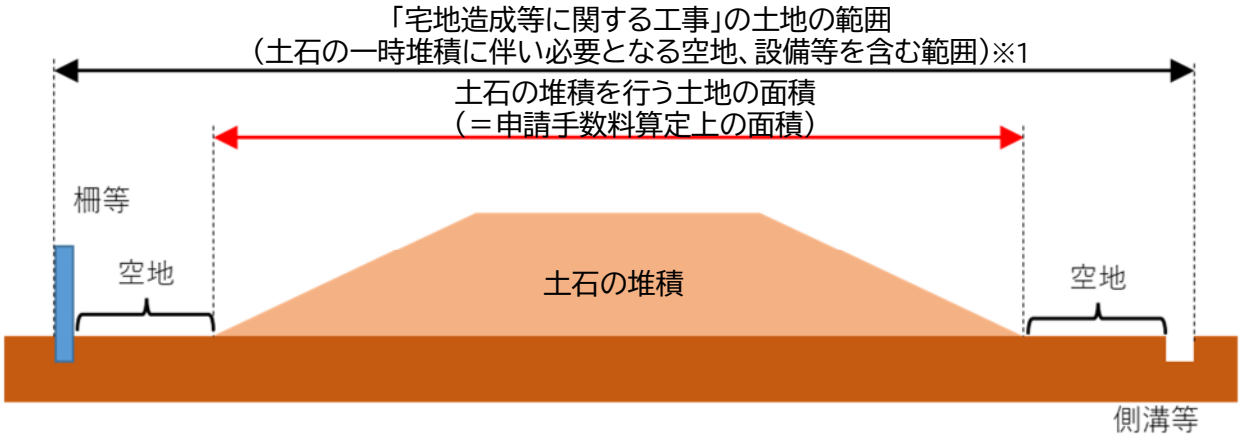

〇申請手数料算定例

**（例1） 許可申請手数料**

「盛土する土地の面積」が 1,000 ㎡で「切土する土地の面積」が 900 ㎡となる宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請を行う場合
（法 12 条 1 項又は 30 条 1 項の規定による許可）

| 盛土又は切土をする土地の面積<br>（申請手数料算定上の面積） | （宅地造成又は特定盛土等）<br>手数料条例における面積区分 | 手数料 |
|---|---|---|
| 1,000+900＝1,900 ㎡ | 1,000 ㎡を超え、2,000 ㎡以内のもの | **44,000 円** |

**（例2） 変更許可申請手数料①**

「盛土又は切土をする土地の面積」が 1,900 ㎡で許可（当初申請手数料：44,000 円）を受けた宅地造成又は特定盛土等に関する工事において、工事の計画を変更し（ア）、かつ、「盛土又は切土をする土地の面積」を 2,500 ㎡に拡大し（イ）、かつ、工事施行者の変更（ウ）を行う変更許可申請を行う場合
（法 16 条第 1 項又は 35 条 1 項の規定による変更許可）

| ア 工事の計画を変更する<br>許可申請時の盛土又は<br>切土をする土地の面積 | （宅地造成又は特定盛土等）<br>手数料条例における<br>面積区分 | アの手数料 |
|---|---|---|
| 1,900 ㎡ | 1,000 ㎡を超え、2,000 ㎡以内のもの | 44,000 円×1/10<br>＝4,400 円 |

| イ 新たに編入する<br>盛土又は切土をする土地の面積<br>（申請手数料算定上の面積） | 手数料条例における<br>面積区分 | イの手数料 |
|---|---|---|
| 2,500-1,900=600 ㎡ | 500 ㎡を超え、<br>1,000 ㎡以内のもの | 32,000 円 |

| ウ その他の変更に要する手数料：10,000 円 |
|---|

※「ウ その他の変更」としては、工事主の変更（一般承継を除く）、工事施行者の変更、設計者の変更が該当します。

変更許可手数料＝ア ＋ イ ＋ ウ＝44,000×1/10+32,000+10,000
＝**46,400 円**

**（例3） 変更許可申請手数料②**

「盛土又は切土をする土地の面積」が 1,900 ㎡で許可（当初申請手数料：44,000 円）を受けた宅地造成又は特定盛土等に関する工事において、工事の計画を変更し（宅地造成等の土地の範囲の面積の変更）（ア）、かつ、「盛土又は切土をする土地の面積」は変更なし（イ）、かつ、設計者の変更（ウ）を行う変更許可申請を行う場合

（法 16 条第 1 項又は 35 条 1 項の規定による変更許可）

| ア　工事の計画を変更する<br>許可申請時の盛土又は<br>切土をする土地の面積 | （宅地造成又は特定盛土等）<br>手数料条例における<br>面積区分 | アの手数料 |
|---|---|---|
| 1,900 ㎡ | 1,000 ㎡を超え、2,000 ㎡<br>以内のもの | 44,000 円×1/10<br>＝4,400 円 |

| イ　新たに編入する<br>盛土又は切土をする土地の面積<br>（申請手数料算定上の面積） | 手数料条例における<br>面積区分 | イの手数料 |
|---|---|---|
| 変更なし | ― | ― |

| ウ　その他の変更に要する手数料：10,000 円 |
|---|

変更許可手数料＝ア ＋ イ ＋ ウ＝44,000×1/10+10,000

**＝14,400 円**